

平成 20 年度（第 52 回）船員労働安全衛生月間について、ご案内

このたび国土交通省海事局長より、標記の件につきまして別添の実施要綱に基づき実施すると共に本件関係各位への周知案内方等の来報ありましたのでこの段お知らせ致します。

平成 20 年 8 月 12 日

全国海運組合連合会



国海運第59号の4
平成20年8月6日



全国海運組合連合会会長 殿

国土交通省海事局長



平成20年度（第52回）船員労働安全衛生月間について

平成20年度（第52回）船員労働安全衛生月間については、別添の実施要綱に基づき実施することといたしましたので、貴傘下の構成員に対して、周知されるとともに、本月間の趣旨を踏まえ、各自の状況に応じた独自の船員労働安全衛生月間活動を円滑に推進し、かつ、実効をあげるよう指導方ご協力よろしくお願いいたします。

平成20年度（第52回）船員労働安全衛生月間実施要綱

1. 趣旨

船員労働安全衛生月間は、海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の促進等により船員災害の防止を図ることを目的として、昭和32年度から実施され、今年度で52回目を迎える。

船員の災害・疾病は、第1次船員災害防止基本計画の実施以降、関係者のたゆまぬ努力により、発生件数・発生千人率とも大幅に減少し、その成果をあげているものの、現在においても陸上の労働災害と比較して依然として高い発生率となっている。

また、船員の労働災害をめぐっては、近年、船員の高齢化、設備や機器の高度化、作業の多重化・効率化、外国人船員の増加等の変化が生じていることに加え、船員不足が顕在化しつつあり、これに的確に対処して船員を確保・育成していくためにも、引き続き、船員災害の防止活動に取り組んでいく必要がある。

このため、全国一斉、集中的に船員の災害・疾病防止活動を展開すべく、平成20年度船員災害防止実施計画(以下「実施計画」という。)に基づき船員労働安全衛生月間を実施し、船舶所有者及び船員等関係者の安全衛生に対する意識の高揚を図るとともに、船員災害防止対策の一層の推進を図るものとする。

2. 実施時期

平成20年9月1日～9月30日（船舶の寄港状況、船員の就労状況等、地域・業種の実情を踏まえて適当と考えられる場合には、当該期間にとらわれることなく出漁の前に訪船するなど、適当な時期を定めて集中的な活動を実施すること。）

3. スローガン

小さな指摘で大きな成果、明日の未来へ安全航海

4. 重点事項及び主要対策

重点事項及び主要対策については、実施計画に則り、以下のとおりとする。

(1) 重点対策

- ① 海中転落や作業基準等不遵守による死亡災害の防止。
- ② 多発する「転倒」、「はさまれ」の防止。
- ③ 高年齢船員の増加に対応した死傷災害防止対策。
- ④ 若年船員に対する安全衛生に係る指導の充実。
- ⑤ 生活習慣病の予防。
- ⑥ 石綿（アスベスト）による健康被害防止対策。

(2) 主要対策

- ① 安全衛生管理体制の整備とその活動の推進
- ② 死傷災害の防止

